

介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	西東京市
4. 届出番号	27
5. 独自利用事務の事例番号	94-2：介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西東京市個人番号の利用に関する条例（平成27年西東京市条例第56号）別表第1第10の項 介護保険法（平成9年法律第123号）による介護サービスの利用者の負担軽減等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法 第一条	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱 第1

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第一条</p> <p>この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1</p> <p>目的この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護（以下「訪問看護」という。）を利用する者で特に生計が困難なものに対し、当該訪問看護の利用に係る費用の一部を西東京市が補助することにより、高齢者が在宅での療養生活を継続できるように支援することを目的とする。</p>
⑦独自利用事務の関連規範		西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項4号	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱第6
事務の内容	介護保険法第五十一条第一項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱第6の規定による申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項4号イ	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱第2（2）
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項4号ハ	西東京市訪問介護利用者負担軽減助成事業運営要綱第2（3）、（4）、（7）
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

特定個人情報3

①根拠規定	番号法別表第二主務省令47条 1項4号ロ	西東京市介護保険訪問看護利用者負担軽減補助金交付要綱第2(3)、(4)、(7)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2017年08月29日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	